

新型コロナウイルス感染症による特別休暇及び在宅勤務について

(趣旨)

四国大学、四国大学短期大学部及び四国大学附属認定こども園(以下「本学」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)による感染リスクの低減及び本学の事業継続を図ることを目的として、新型コロナによる特別休暇及び在宅勤務の実施に関し必要な事項を定める。

(出勤停止)

職員に下記に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該職員の出勤を停止する。ただし、無症状で体調に問題がなくかつ個室にて勤務が可能な場合は、その限りでない。

- (1) 新型コロナに感染した場合 厚生労働省が通知する宿泊療養又は自宅療養の期間
- (2) 新型コロナ感染者の濃厚接触者になった場合 厚生労働省が通知する待機期間
- (3) 本学保健管理センターの調査により新型コロナ感染者のハイリスク接触者になった場合、(2)に準ずる期間
- (4) 養育する子が新型コロナの影響で休校若しくは学級閉鎖等になった場合又は新型コロナ感染者の濃厚接触者となった場合等で、職員が出勤することができない場合は、その必要とする期間について前項の規定を準用する。

(特別有給休暇)

出勤停止となった職員は、当該期間につき特別有給休暇を受けることができる。

(在宅勤務)

1 出勤停止となった職員は、当該期間中で業務上必要とする期間について、所属長の許可を得た上で在宅勤務を実施することができる。

2 在宅勤務を実施する職員は、速やかに在宅勤務届を提出しなければならない。

3 在宅勤務における労働時間、休憩時間等については、学校法人四国大学・四国大学就業規程及び学校法人四国大学・四国大学附属認定こども園就業規程(以下「各就業規程」という。)の定めるところによる。

4 在宅勤務は原則として1日単位で実施するものとする。ただし、業務上やむを得ない事情があると所属長が判断した場合は、半日(午前又は午後)又は時間単位で実施することができるものとする。

5 在宅勤務時においては、原則として時間外労働及び深夜労働(以下「時間外労働等」という。)

を行うことができない。ただし、所属長から時間外労働等を命ぜられた場合は、この限りでない。

6 職員は、在宅勤務時においても学校法人四国大学個人情報の保護に関する規程等の情報

資産の保護・管理に関する規定を遵守しなければならない。

7 在宅勤務により発生する水道光熱費、情報通信機器を利用することに伴う通信費及びその他の経費については、在宅勤務に従事する職員の負担とする。

8 在宅勤務における業務上の災害については、各就業規程の規定を準用する。